

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】新製品・新技術の開発	(P1)
●平成30年度「北海道新技術・新製品開発賞」を募集します【新規】	北海道
【2】販路拡大・海外展開	(P2~13)
○平成29年度補正予算「地域文化資源活用空間創出事業費補助金(中心市街地活性化事業)」の2次公募を開始しました	経済産業局
○平成30年度「地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(中心市街地再興戦略事業)」の2次公募を開始しました	経済産業局
○平成30年度農商工連携促進事業に係る実施機関の公募開始について【新規】	経済産業局
○平成29年度補正「サービス等生産性向上IT導入支援事業」の公募を開始しました【新規】	経済産業局
○地域産業資源活用事業計画等の認定事業者向け補助金 (ニューツーリズム商品開発等支援事業)の公募を開始しました(平成29年度補正予算【新規】)	経済産業局
○IT導入支援事業者の募集を開始しました～平成29年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業～	経済産業局
●どさんこプラザ・テスト販売品(第2四半期分)の募集	北海道
●どさんこプラザ・マーケティングサポート催事(第3四半期分)の募集	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	北海道
●グローバル人材フェア in 北海道のご案内【新規】	北海道
●「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について【新規】	北海道
●表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内【新規】	北海道
【3】融資	(P14~18)
●北海道の中小企業者向け融資制度のご案内	北海道
●北海道の創業者向け融資制度のご案内	北海道
●水産物不漁関連の融資制度のご案内	北海道
●コストアップに対応する融資制度のご案内	北海道
●勤労者福祉資金のご案内	北海道
【4】雇用の確保	(P19~25)
○キャリアアップ助成金のご案内	労働局
○平成30年度における人材開発支援助成金について	労働局
○労働移動支援助成金について	労働局
○生涯現役起業支援助成金について	労働局
●戦略産業雇用創造プロジェクトに関する「地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)」特例支給(上乘せ)のご案内	北海道
●U・ターン就職希望者の採用について	北海道
●「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】	北海道
【5】人材育成	(P26~34)
●6月～7月開講講座のご案内【更新】	中小企業大学校旭川校
●7月開講無料セミナーのご案内【更新】	中小企業大学校旭川校
○平成29年度補正予算事業承継補助金 (後継者承継支援型～経営者交代タイプ～)の募集を開始しました【新規】	経済産業局
●「生産性向上支援訓練」のご案内	北海道・労働局他
●能力開発セミナー(6～8月開講予定)のご案内【更新】	北海道
●「2018年度道央地区問題解決手法研修会」の開催について【新規】	北海道
【6】各種相談	(P35~39)
●「北海道プロフェッショナル人材センター」のご案内【更新】	中小企業総合支援センター
●「北海道6次産業化サポートセンター」のご案内【更新】	中小企業総合支援センター
○産地ブランド化推進事業の公募説明会を開催します～伝統工芸品や地域産品等の産地ブランド構築を支援～【新規】	経済産業局
●素形材産業取引適正化「型管理実践セミナー」を開催します～型管理アクションプランの取組事例を初めて紹介！～【新規】	経済産業局
●平成30年度知的財産権制度説明会(初心者向け)を開催します【新規】	経済産業局
【7】その他	(P39~43)
○中小企業等外国出願支援事業のご案内【新規】	中小企業総合支援センター
●中小企業向け「使える！」経済産業省支援メニューガイドブック～H29補正予算・H30当初予算・税制～	経済産業局
●「公共施設見学ツアー」を企画・催行する旅行会社や各種団体の募集	開発局
●平成30年度北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の推薦について【新規】	北海道

平成30年度「北海道新技術・新製品開発賞」を募集します【新規】（北海道）

道では本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、平成10年から道内の中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品に対し北海道新技術・新製品開発賞表彰を行ってきました。

これまで、機械金属や食品加工などのものづくり分野で、特色ある技術や製品の応募があり、133件を表彰しております。今年度の北海道新技術・新製品開発賞について、次のとおり全道から幅広く募集します。

◆表彰対象

前々年度以降に開発や商品化された、新規性又は独創性が高い新技術・新製品
(その一部を構成する原材料や部品、中間製品を含みます。)

◆表彰の種類

- (1) 表彰は次の2部門とします。
ア ものづくり部門 イ 食品部門
- (2) 部門ごとに次の賞を設け、「新規性・独創性」、「技術水準」、「市場性」等を審査し、特に優れたものなどに対し次のとおり知事から表彰状等を贈呈します。
ア 大賞 1件 イ 優秀賞 2件 ウ 開発奨励賞 2件程度

◆応募資格

- (1) 道内に事業所または研究開発拠点を有する中小企業者、中小企業団体、農林漁業者、農林漁業団体及び個人
(中小企業者、農林漁業者を除く)。
- (2) 上記(1)を主要な構成員としたグループ

【応募方法】

関係団体等(市町村、経済団体、金融機関、中小企業等の支援機関、業種別団体及び学術機関)からの推薦、または自薦によるものとします。

- (1) 提出書類
「北海道新技術・新製品開発賞」応募申込書に記載し、添付資料とともに提出してください。
- (2) 提出期限
平成30年6月15日(金) (※郵送の場合は当日消印有効)
- (3) 提出先及びお問い合わせ先
北海道経済部産業振興局科学技術振興室 技術支援グループ (担当: 田中)
電話 011-206-6478 FAX: 011-232-1063
※応募詳細・応募書類については、ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H30shinseihinkaiatsushou.htm>

【受賞者の決定】

平成30年10月に、受賞の結果を応募者及び推薦者に通知します。

【表彰式】

平成30年10月に表彰式を実施する予定です。

受賞技術・製品は「北海道技術・ビジネス交流会(ビジネスEXPO)」の展示ブースで、PRの予定です。

※北海道技術・ビジネス交流会 〔日 時〕平成30年11月8日(木)、9日(金)

(<http://www.business-expo.jp/>) 〔会 場〕アクセスサッポロ(札幌市白石区流通センター4丁目)

【表彰企業プレミアムパッケージ事業】

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>)

- ・受賞技術・製品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・中小企業総合振興資金による融資(資金使途 事業資金、融資金額1億円以内)
- ・道発注工事の総合評価落札方式における評価項目で加点(建設業者) など

平成 29 年度補正予算「地域文化資源活用空間創出事業費補助金（中心市街地活性化事業）」
の 2 次公募を開始しました

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 29 年度補正予算「地域文化資源活用空間創出事業費補助金（中心市街地活性化事業）」について、2 次公募を開始しました。

◆事業概要

本事業は、中心市街地において、歴史的な建造物等地域文化資源を活かした空間創出によって、にぎわいを創出し、外国人観光客を含めた交流人口を増加させるための施設整備に対して支援を行うことにより、中心市街地及び周辺地域も含めた経済活力を向上させることを目的とするものです。

◆補助対象事業

市町村が策定し、内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づき実施される、歴史的な建造物等地域文化資源を活かした交流人口増加のための施設整備事業

◆補助対象事業者

民間事業者

◆補助額・補助率

1. 重点支援事業
上限額：1.1 億円、下限額：500 万円、補助率 2/3 以内
2. まちづくり会社の実施する事業
上限額：1 億円、下限額：500 万円、補助率 2/3 以内
3. 1 および 2 以外の事業
上限額：1 億円、下限額：500 万円、補助率 1/2 以内

◆公募期間

平成 30 年 4 月 12 日(木)～5 月 28 日(月)12:00 必着

◆申請方法

申請方法、公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20180413_2/index.htm

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室

TEL:011-709-2311(内線 2581)

FAX:011-709-2566

E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

平成 30 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）」
の 2 次公募を開始しました

（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、平成 30 年度「地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）」について、2 次公募を開始しました。

◆事業概要

本事業は、中心市街地の活性化に資する調査、先導的・実証的な商業施設等の整備及び専門人材の招聘に対して重点的支援を行うことにより、まちなかの商機能の活性化・維持を図り、市町村が目指す「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を推進するものです。

◆補助対象事業者

民間事業者

◆補助対象事業及び補助額・補助率

1. 調査事業
中心市街地活性化に向け、地域の個性や生活者のニーズを把握し、まちの魅力を真に高める方策を探るための調査・分析事業
【補助額・補助率】
上限額：上限 1,000 万円、下限 100 万円、補助率：2/3 以内
2. 先導的・実証的事業（中心市街地活性化基本計画の認定が必要）
調査事業の結果（同等程度の調査結果を含む。）を踏まえて、地域の人々と協力・連携して、まちに賑わいを創出するため、先進的な商業に関する中核施設を整備する事業
【補助額・補助率】
 - (1)重点支援事業
上限額：2,770 万円、下限額：500 万円、補助率 2/3 以内
 - (2)まちづくり会社実施する事業
上限額：2,770 万円、下限額：500 万円、補助率 2/3 以内
 - (3)(1)および(2)以外の事業
上限額：2,770 万円、下限額：500 万円、補助率 1/2 以内
3. 専門人材活用支援事業
商業や中心市街地活性化に向け、補助事業者が行うまちづくりに関して専門的な知見を有する人材の招聘等を行う事業
【補助額・補助率】
 - (1)地方公共団体からの費用負担がある事業
上限額：1,500 万円、下限額：50 万円、補助率 2/3 以内
 - (2)地方公共団体からの費用負担がない事業
上限額：1,000 万円、下限額：50 万円、補助率 1/2 以内

◆公募期間

平成 30 年 4 月 12 日(木)～5 月 28 日(月)12:00 必着

◆申請方法

申請方法、公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。
【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20180413_3/index.htm

◆申請・問合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 流通産業課 商業振興室
TEL:011-709-2311(内線 2581)
FAX:011-709-2566
E-mail:hokkaido-shogyo@meti.go.jp

平成 30 年度農商工連携促進事業に係る実施機関の公募開始について【新規】

(北海道経済産業局)

(株)ジェイアール東日本企画では、経済産業省からの委託を受け、平成 30 年度予算「農商工連携促進事業」に係る実施機関を公募しています。

◆事業概要

本事業は、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用する農商工連携の取組を促進するために、農林漁業者のニーズと中小企業者の有する技術を上手く組み合わせることにより、農商工連携による新事業を創出することを目的としています。

◆公募期間

平成 30 年 5 月 1 日(火)～5 月 31 日(木)12:00 必着

◆申請方法

公募要領等、その他詳細に関しては以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.noshokorenkei.jp/>

◆申請・問い合わせ先

農商工連携促進事業全国事務局(委託事業者:(株)ジェイアール東日本企画)

TEL:03-5447-7790(担当:前田、江尻)

E-mail:info@noshokorenkei.jp

平成 29 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

(一社)サービスデザイン推進協議会(事業事務局)では、平成 29 年度補正「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」(IT 導入補助金)の公募を開始しました。

◆事業概要

生産性向上に資する方策として、IT 導入支援事業者が登録する IT ツール(ソフトウェア、サービス等)を導入する事業者に対し、導入費用の一部について補助を行います。

◆補助対象事業者

国内で事業を行う中小企業・小規模事業者、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人 等

◆補助額・補助率

上限額:50 万円、下限額:15 万円、補助率 1/2 以内

◆公募期間

一次公募:平成 30 年 4 月 20 日(金)~6 月 4 日(月)

二次公募:平成 30 年 6 月中旬~8 月上旬(予定)

三次公募:平成 30 年 8 月下旬~10 月上旬(予定)

◆申請方法

公募要領、申請手続きの詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.it-hojo.jp/procedure/>

◆問合わせ先

(一社)サービスデザイン推進協議会

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル:0570-000-429 ※通話料がかかります

IP 電話等からの問い合わせ先:042-303-1441

受付時間:9:30~17:30(土・日・祝日を除く)

地域産業資源活用事業計画等の認定事業者向け補助金

(ニューツーリズム商品開発等支援事業)の公募を開始しました(平成29年度補正予算)

【新規】

(北海道経済産業局)

「ニューツーリズム商品開発等支援事業」全国事務局では、平成29年度補正予算「ニューツーリズム商品開発等支援補助金」の公募を開始しました。

◆事業概要

事業計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者と地方自治体等が連携し、地域文化資源やふるさと名物を活用した新たな商品開発、販路開拓を行う仕組みや観光客の地域における滞在環境の向上を目指す取組みを支援。

◆補助対象事業者

地域産業資源活用事業計画(開発・生産型)の認定を受けた中小企業者等

◆補助額・補助率

【新観光商品等造成事業】

補助額:200万円以上2,000万円以下/件、補助率:2/3以内

【滞在環境整備事業】

補助額:50万円以上500万円以下/件、補助率:2/3以内

◆公募期間

平成30年5月9日(水)~6月8日(金)17:00必着

◆申請方法

公募要領等詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://new-tourism.net/>

◆申請・問い合わせ先

(株)日本旅行 地方創生推進本部内「ニューツーリズム商品開発等支援事業」全国事務局

〒103-8266 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング11階

TEL:03-6895-7780(受付時間:10:00~17:00)

E-mail:new_tourism@nta.co.jp

IT 導入支援事業者の募集を開始しました
～ 平成 29 年度補正 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 ～

(北海道経済産業局)

経済産業省(事務局:(一社)サービスデザイン推進協議会)では、中小企業・小規模事業者等が IT 導入補助金を利用し生産性向上に向けた IT ツールを導入する補助事業の支援を行う「IT 導入支援事業者」の募集を開始しました。

◆登録申請対象者

IT ベンダー・サービス事業者等

◆IT 導入支援事業者の役割

1. 中小企業・小規模事業者等(IT 導入補助事業者)向け
 - IT ツール情報の提供
 - 申請・報告に必要な情報の取得
 - IT ツールの導入実施
 - 申請・導入後のアフターフォロー(使用方法等のレクチャー、相談・苦情対応)
2. 当省・IT 導入補助金事務局向け
 - IT 導入支援事業者・IT ツール登録申請
 - 代理交付申請
 - 代理実績報告
 - 代理効果報告(売上高や利益率等の生産性向上等に係る情報の収集・報告)

◆応募締切

平成 30 年 9 月初旬予定

◆登録申請方法

登録申請の方法は、以下の IT 導入補助金専用ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 IT 導入支援事業者の登録申請 <https://www.it-hojo.jp/vendor/authorization.html>

申請・手続き <https://www.it-hojo.jp/procedure/>

◆申請・問合わせ先

(一社)サービスデザイン推進協議会

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル:0570-000-429 ※通話料がかかります

IP 電話等からの問い合わせ先:042-303-1441

受付時間:9:30～17:30(土・日・祝日を除く)

北海道どさんこプラザ・テスト販売品（第2四半期分）の募集について

（北海道）

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。

4月2日から5月21日まで、平成30年7月から販売する商品を募集しています。

◆応募商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋は加工食品のみ)

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- (ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。
- (4)指定する食品検査を実施していること(食品の場合)。
- (5)該当する食品製造に係る営業許可を受けていること(食品の場合)。

◆募集期間

4月2日(月)から5月21日(月)まで

◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ (TEL:011-204-5766)

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事（第3四半期分）の募集について

（北海道）

道産品の展示紹介、市場調査等を目的として、どさんこプラザ（有楽町店・札幌店）内の催事スペースで対面販売を行うことができる制度です。道産品（一次産品含む）の対面販売だけではなく、生産地紹介や自治体の観光PRができる絶好の場所です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

6月11日から7月10日まで、平成30年10～12月の期間中催事を開催する事業者様を募集しています。

◆応募商品の要件

道内で生産・製造または主な加工が行われた商品で最終消費者の利用に供することができるもの（農林水産物、加工食品、工芸品等）（以下、「道産品」といいます。）

◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

(1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

(ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方

(イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方（卸売業者や仕入販売業者は該当しません。）

※複数事業者様の共同出展も可能です。

(2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆実施条件等

(1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品（テスト販売品を除く）を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。

(2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です（毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。）。

(3)備え付けの販売台1～2台（冷蔵・冷凍切替）は無料でご利用いただけます。

(4)実演用のコールドテーブル1台は無料でご利用いただけます（札幌店の場合はご利用いただけない場合があります）。

◆募集期間

6月11日（月）から7月10日（火）まで

◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」（下記 URL からダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

【有楽町店のお申し込みページ】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/saiji01.htm>

【札幌店のお申し込みページ】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/sapporo_ms_saiji.htm

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ（TEL:011-204-5766）

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご利用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご利用ください。

農林水産 輸出相談 **検索**

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

グローバル人材フェア in 北海道のご案内【新規】 (日本貿易振興機構(ジェトロ)北海道貿易情報センター)

ジェトロでは、中堅・中小企業等のグローバル人材の採用・育成・定着を促進するため、関連機関を一同に集め、日本人社員のグローバル人材育成や外国人材の採用、研修、インターンシップ受入れ等の支援事業をご紹介するイベントを開催します。奮ってご参加ください。(参加無料、定員 100 名<先着順>)

◆日時 2018年5月30日(水曜) 15時00分～17時30分：セミナー 17時30分～18時30分：個別相談会

◆場所 ニューオータニイン札幌 2階 鶴東の間(札幌市中央区北2条西1-1-1)

◆プログラム

セミナー

15:00～15:05 主催者挨拶

ジェトロ北海道 所長 白石 薫

15:05～15:35 基調講演「日本の中堅・中小企業等の海外ビジネスとグローバル人材の活用」

ジェトロ・ビジネス展開支援部 主査 松尾 修二

15:35～15:55 「海外現地人材を中核人材として育成するための国庫補助事業等について」

一般財団法人 海外産業人材育成協会(AOTS) 研修業務部 研修業務グループ 西古 雅彦 氏

15:55～16:10 「オーストラリアにおける日本人社員のためのインターンシップ」

在日オーストラリア大使館商務部(Austrade) 主席商務官 市川 智子 氏

16:10～16:25 「インバウンド観光客の期待を超えるサービスを一日豪ホスピタリティ研修」

在札幌オーストラリア領事館 商務官 小林 努 氏

16:25～16:45 「韓国人材の雇用機会を提供」

大韓貿易投資振興公社(KOTRA) K-Move チーム長 金 眞姫(Kim Jinhee) 氏

16:45～17:05 「国内大学の留学生と企業のマッチングを支援」

一般社団法人 留学生支援ネットワーク 事務局長 久保田 学 氏

17:05～17:25 「経済産業省委託国際化促進インターンシップ事業の紹介」

ジェトロ・ビジネス展開支援部 新興国進出支援課 グローバル人材班 河野 堯広

17:25～17:30 質疑応答

個別相談会(1枠30分、事前予約制)

参加機関：一般財団法人 海外産業人材育成協会(AOTS)、在日オーストラリア大使館 商務部(Austrade)、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)、独立行政法人 国際協力機構(JICA)、ジェトロ

◆主催：ジェトロ北海道 共催：経済産業省北海道経済産業局

◆後援：北海道、札幌市、札幌商工会議所、国際協力機構(JICA)、新輸出大国コンソーシアム北海道ブロック連絡協議会(予定を含む)

◆申し込み：下記ウェブサイトからお申込みください。

<https://www.jetro.go.jp/events/sap/f167f69356ebe5a3.html>

◆問合せ先：ジェトロ北海道(担当：中本) 電話 011-261-7434 E-mail:SAP@jetro.go.jp

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について【新規】

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

◆用途

- 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
 - 北海道内で生産された農林水産物
 - 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

◆シンボルマークを使用いただく場合の留意事項

シンボルマークの使用に関する管理運営は「北海道国際ビジネスセンター」が行います。

ご利用を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記載の上、同センターまでお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階

北海道国際ビジネスセンター

TEL 011-251-2700 / FAX 011-251-2629

<http://www.dousanhin.com/hibc/>

◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室国際経済グループ (TEL:011-204-5339)

表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内【新規】

(北海道)

道が表彰・認定した商品の開発等を行った企業の更なるステップアップと道の表彰・認定制度の知名度向上を図るため、企業の販路開拓に向けた取組をサポートするパッケージ型のフォローアップを実施しています。

◆対象となる表彰・認定制度

表彰・認定名	表彰等の趣旨	募集期間等
新商品トライアル制度	「新商品の生産により新事業分野の開拓を行う事業者」を知事が認定し、当該事業者が生産する新商品の販路開拓を支援します。 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm	9月頃予定
北海道新技術・新製品開発賞	本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、道内中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品を表彰します。 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H30shinseihinkaiatsushou.htm	4月24日(火) ～6月15日(金)
北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関し、顕著な功績のある個人及び団体等を表彰します。 URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm	6月頃予定

◆サポート期間

上記表彰等を受賞後、3年間(但し、中小企業総合振興資金による融資及び道発注工事の総合評価落札方式における評価項目での加点は除く)。

◆サポートの内容

- ・道庁本庁舎1階道政広報コーナーでのパネルや商品展示など道の施設でのPR
- ・中小企業総合振興資金による融資
- ・道発注工事の総合評価落札方式における評価項目で加点(新商品トライアル制度は除く)
- ・ビジネス EXPO や産業交流展など各種展示会への出展・PR
- ・道のホームページ内のポータルサイトでの商品の紹介 など

※詳細については、道の表彰・認定企業等ポータルサイトをご覧ください。

URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 経済企画局経済企画課 経済調査グループ
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5139

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）のご案内

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。(一部メニューを除く)

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中小企業者」又は同法 第2条第6項に基づく「特例中小企業者」の認定を受けたもの ②道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中 小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」の認定を受けた もの ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等	
	防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員 20 人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の創業者向け融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

◆制度概要

資金名	創業貸付	
融資対象	(1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。)により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに事業を開始するあるいは2か月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	3,500万円以内 かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 3年以内 年 1.1% 5年以内 年 1.3% 7年以内 年 1.5% 10年以内 年 1.7%	【変動金利】 年 1.1% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人(法人は原則代表者を保証人)とします。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

水産物不漁関連の融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るための融資制度をご用意しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)	
融資対象	(1)水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している中小企業者等 (2)漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる中小企業者等	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	【変動金利】 年1.0% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%~1.90%(9段階) 特別小口保険適用の場合 年0.72%	
取扱期間	平成30年12月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・水産物の不漁等に起因する原材料の価格高騰などで収益を圧迫している・・・

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000 万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.1%、5年以内 1.3%、 7年以内 年1.5%、10年以内 1.7% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤 労 者 福 祉 資 金 の ご 案 内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等に勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合) ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

- ◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

キャリアアップ助成金のご案内（北海道労働局）

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成30年4月1日改正）

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、()は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合（1人当たり）	①有期→正規：57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>） ②有期→無期：28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>） ③無期→正規：28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>）
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合（対象労働者数に応じて、1事業所当たり）	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>） 4人～6人：19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>） 7人～10人：28万5,000円<36万円>（19万円<24万円>） 11人～100人：1人当たり28,500円<36,000円>（19,000円<24,000円>） ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人：47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>） 4人～6人：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>） 7人～10人：14万2,500円<18万円>（95,000円<12万円>） 11人～100人：1人当たり14,250円<18,000円>（9,500円<12,000円>）
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>）
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>） ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>（1.5万円<1.8万円>）加算
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>） ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>（1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>（12万円<14.4万円>）加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合（基本給の増額割合に応じて、1人当たり）	3%以上 5%未満：19,000円<24,000円>（14,250円<18,000円>） 5%以上 7%未満：38,000円<48,000円>（28,500円<36,000円>） 7%以上 10%未満：47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>） 10%以上 14%未満：76,000円<96,000円>（57,000円<72,000円>） 14%以上：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>）
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合（1人当たり）	5時間以上延長 19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>） ※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り1時間以上5時間未満の延長でも助成 1時間以上2時間未満：38,000円<48,000円>（28,500円<36,000円>） 2時間以上3時間未満：76,000円<96,000円>（57,000円<72,000円>） 3時間以上4時間未満：11万4,000円<14万4,000円>（85,500円<10万8,000円>） 4時間以上5時間未満：15万2,000円<19万2,000円>（11万4,000円<14万4,000円>）

※人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

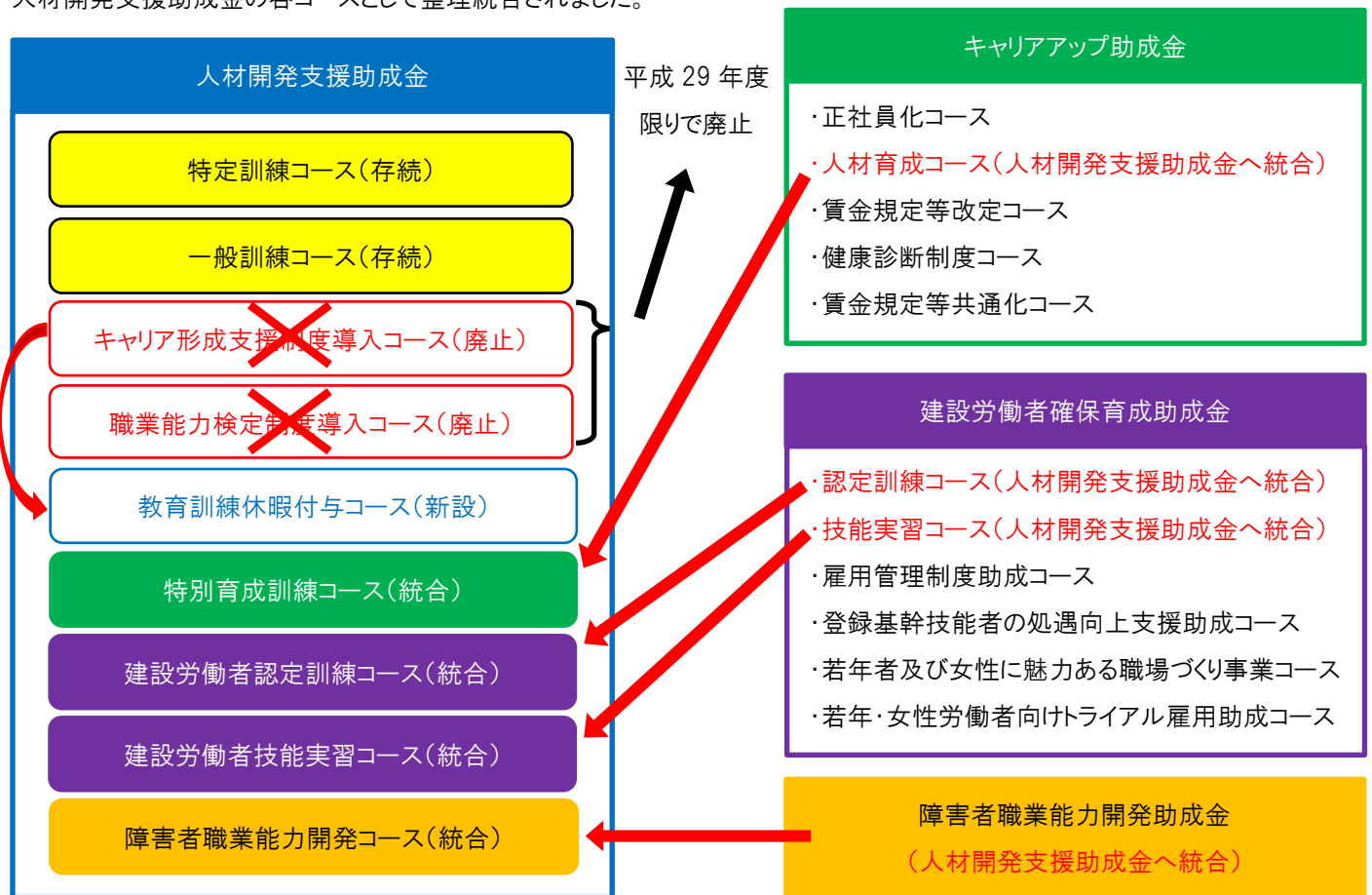
平成 30 年度における人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

「人材開発支援助成金」は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

◎整理統合の趣旨等

助成メニューを目的別に集約することにより、人材育成を効果的に推進して助成金の活用促進を図るため、平成 30 年度よりキャリアアップ助成金、建設労働者確保育成助成金、障害者職業能力開発助成金における訓練関係のコースが、以下のとおり人材開発支援助成金の各コースとして整理統合されました。



◎各コースにおける担当係と問い合わせ先

コース名	担当係	電話番号
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特定・一般・特別育成訓練コース ▶ 教育訓練休暇付与コース 	雇用開発係(人材育成系)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各訓練コース : 011-788-9070 ▶ 休暇付与コース : 011-788-9132
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建設労働者認定訓練コース ▶ 建設労働者技能実習コース 	雇用対策係(季節系)	011-738-1043
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障害者職業能力開発コース 	雇用対策係(障害系)	011-738-1053

◎厚生労働省 URL : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

労働移動支援助成金について（北海道労働局）

労働移動支援助成金については、平成 30 年 4 月 1 日付けの制度改正に伴い、整理統合が行われました。「移籍人材育成支援コース」が廃止され、「人材育成支援コース」が一部内容を変更のうえ、「早期雇入れ支援コース」の上乗せ助成として統合されたほか、「中途採用拡大コース」に生産性が向上した場合の上乗せ助成が創設されました。主な改正内容は以下のとおりとなっています。

1 移籍人材育成支援コース及び人材育成支援コース（廃止）

- 平成 30 年 3 月 31 日で廃止。

2 早期雇入れ支援コース（拡充）

- 人材育成支援として、早期雇入れ支援対象となる労働者に対して Off-JT 又は Off-JT 及び OJT を行った事業主に対して上乗せ助成。
- 訓練計画を作成するなど、事前手続きが必要となります。

（支給額）

賃金助成	訓練	通常助成	優遇助成	優遇助成(賃金上昇区分)
訓練経費助成	1 時間	Off-JT 900円	Off-JT 1,000円	Off-JT 1,100円
	あたり	OJT 800円	OJT 900円	OJT 1,000円
訓練経費助成		Off-JT実費相当額		
		上限30万円	上限40万円	上限50万円

3 中途採用拡大コース（拡充）

- 中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対して助成。

（支給額）

助成区分	生産性向上助成額
中途採用率向上	1 事業所あたり 25万円
45 歳以上初採用	1 事業所あたり 30万円

- ◆ 以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。
- ◆ 問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係（雇用助成金さっぽろセンター 6 階）

TEL : 011-788-2294

- ◆ 厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

生涯現役起業支援助成金について（北海道労働局）

生涯現役起業支援助成金については、平成30年4月1日付けの制度改正に伴い、雇用創出措置助成金の支給を受けた後、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対しての追加助成が創設されました。改正内容は以下のとおりとなっています。

●改正内容

支給申請時点において、雇用創出措置に係る助成が支給決定されており、認定計画に係る事業を継続している事業主のうち、雇用創出措置に係る計画書を提出した日の属する会計年度とその3年度経過後の会計年度の生産性を比較して、その伸び率が6%以上であった場合に助成。

雇用創出措置と

対象労働者(※1)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。(※1:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇入れられた人)

●支給額について

雇用創出措置助成により助成された額の1/4の額を助成する。

◆以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)

TEL:011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

戦略産業雇用創造プロジェクトに関する

「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」の特例支給（上乘せ）のご案内

（北海道）

官民が連携し、地域の産業振興と一体となって雇用創出する「地域産業雇用創造プロジェクト」に北海道の事業構想が採択され、国の補助を受け、良質で安定的な雇用の創出を推進しています。

道では、『食』と自動車・食関連機械を主体とした『ものづくり』、『健康長寿』分野のプロジェクト事業を実施する北海道産業雇用創造協議会を民間と協働で運営し、協議会の賛助会員として参画する事業主（指定された下記業種に限る。）が新たに設備投資を行い、所定期間内に 3人以上を雇い入れ、支給要件を満たせば、北海道労働局の「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」に一人当たり50万円が上乘せ支給（第一回目の支給に限り）されます。

◆概要

- ◇受付期限 平成31年3月29日（金）まで
- ◇対象地域 道内全域（同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域以外の地域を含む）
- ◇指定業種 『食』・自動車・食関連機械を主とした『ものづくり』・『健康長寿』分野に関連する次のもの

農業（※）、林業（※）、漁業（※）、水産養殖業（※）、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、情報サービス業、飲食料品卸売業、学術・開発研究機関、保健衛生

<（※）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく事業計画の認定を受けた食に関する6次産業化に取り組む事業者に限ります。>

◆申込・問い合わせ先

（詳細はお問い合わせください。）

北海道産業雇用創造協議会

産業雇用創造プロジェクトチーム事務局（担当：内藤・竹中・小林）

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 雇用労政課内（本庁舎9階）

TEL：011-231-4111（内線 26-766） FAX：011-232-1038

◆戦略産業雇用創造プロジェクトホームページ

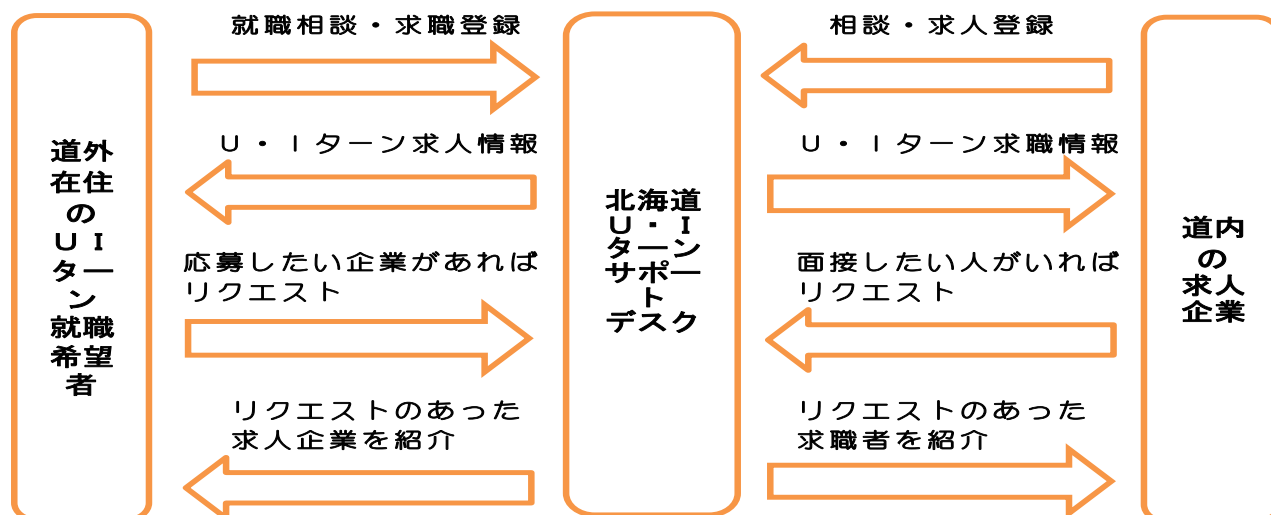
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

U・Iターン就職希望者の採用はいかがですか

(北海道)

道では、U・Iターン就職希望者の採用を予定している道内企業の皆様を支援しています。

- 求人登録をすると、U・Iターン求職登録者の情報が閲覧できます。
(氏名・住所などの個人情報は開示していません。)
- U・Iターン求職登録者は、求人登録されている企業情報が閲覧できます。
- 登録はインターネットから直接入力できます。
- 面接を希望する求職登録者がいましたら、リクエストを行ってください。



◆詳しい情報や登録はこちらから

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/index.htm>

◆問い合わせ先

北海道U・Iターンサポートデスク(北海道経済部労働政策局雇用労政課人材誘致グループ)

TEL:011-251-3896

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々に支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます

- **社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。**
「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。
- **札幌以外でも相談できる「出張相談会」を開催！**
センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市のほか、各振興局において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)
- **「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。**
就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき3回まで)

出張相談会(5～6月)

5月	会場	6月	会場
14日(月) 13:00～16:00	三井生命函館若松町ビル会議室 (函館市若松町6-7)	13日(水) 13:00～16:00	道北経済センター (旭川市常盤通1丁目)
15日(火) 13:00～16:00	オホーツク労働事務所 (北見市青葉町8番11号)	13日(水) 13:00～16:00	オホーツク労働事務所 (北見市青葉町8番11号)
22日(火) 13:00～16:00	帯広経済センタービル (帯広市西3条南9丁目)	18日(月) 13:00～16:00	三井生命函館若松町ビル会議室 (函館市若松町6-7)
24日(木) 13:00～16:00	道北経済センター (旭川市常盤通1丁目)	18日(月) 13:00～16:00	室蘭市中小企業センター (室蘭市東町4-29-1)
28日(月) 13:00～16:00	室蘭市中小企業センター (室蘭市東町4-29-1)	20日(水) 13:00～16:00	帯広経済センタービル (帯広市西3条南9丁目)
30日(水) 13:00～16:00	道東経済センタービル (釧路市大町1丁目1番1号)	25日(月) 13:00～16:00	道東経済センタービル (釧路市大町1丁目1番1号)

(詳細は、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。)

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのか知りたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのか知りたい



◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内
 TEL:0120-495-595(専用電話) Email:hatarakikatasien@doginsoken.jp FAX:011-206-1498
 URL:http://www.lilac.co.jp/hataraki/ 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)



中小企業大学校旭川校 6月～7月開講講座のご案内 ～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成30年6月～平成30年7月に開講する研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.10 実践で学ぶ5Sと目で見える管理

～あらゆる業種で使える！「5S」を現場で実践するためのステップ講座～

本研修では、現場でのムリ・ムダ・ムラを発見し、整理・整頓・清掃・清潔・躰(5S)と見える化を実現する手順を学び、自社・自部門の現場改善と改善活動定着手法について、演習を交え学びます

◆この研修のポイント

1. 現場のムダを徹底的に排除して、収益向上を目指すための研修です。
2. 5Sは生産現場のみならず、建設や小売・介護の後方業務など、労働集約型の現場にも効果が期待できます。
3. インターバル期間の実践があることで、研修後半では自社の具体的な現場改善案を出すことが可能になります。

◆研修期間 6月7日(木)～8日(金)、7月5日(木)～6日(金)延べ4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 38,000円(税込み)

◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 営業本部 部長 高田 忠直氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fqxc.html>

No.11 業務に活かす財務分析実践講座

～決算書の分析から改善・改革の手がかりをつかむポイント～

本研修では、財務の観点から自社の現状を定量的に読み取るための分析力を身につけるとともに、分析結果から自社の特徴、問題を発見し、実際の現場の状況等と照らし合わせながら、自己の業務において取り組むべき具体的な改善策を検討できる能力を身につけることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 経営実態を「収益力」と「資金繰り」の両面から理解する分析手法を習得できます。
2. 演習を通じて、自社の決算書を用いた検証を実施することができます。
3. 財務の観点から、自己の業務において取り組むべき問題を見つけ、改善策の骨子を検討できるようになります。

◆研修期間 6月11日(月)～6月13日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 財務リスク研究所株式会社 代表取締役 横山 悟一氏
合同会社旭川経営管理事務所 代表 中小企業診断士 佐々木 洵

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fr55.html>

No.12 管理者のための実践的仕事管理術
～段取り八分！生産性を向上させる仕事の進め方～

本研修では、これまで見落とされてきた業務を行う中での「ムリ、ムラ、ムダ」を捉えなおし、業務目標達成の実効性を高める業務プロセスの管理方法について学ぶとともに、組織を巻き込んだ活動として定着につなげます。

◆この研修のポイント

1. 経営資源(人・モノ・金・時間)の有効活用のためのしくみが分かります。
2. 時間管理で生産性を上げる効果を体感できます。
3. 事例と演習を通して、自社で応用するための手法を学びます。

- ◆研修期間 6月20日(水)～6月22日(金) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 株式会社創研 代表取締役 西原 裕氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000frkc.html>

No.13 成功するための経営戦略の策定とその実践
～帆を上げ、舵を取り、目標達成を実現する経営のシナリオづくり～

本研修では、経営のシナリオである経営戦略の意義やその策定プロセスを理解したうえで、実際に自社の経営戦略策定に取り組むとともに、経営戦略の継続的な修正手法や定着化の方法も検討し、自社にあった実行可能性の高い経営戦略策定プロセスを学びます。

◆この研修のポイント

1. 実行可能性の高い身の丈にあった経営戦略を検討します。
2. 自社にとって役立ち度100%の「使える武器」となる経営戦略をつくります。
3. 戦略を見直し続ける方法、社内への定着化の方法を身につけることができます。

- ◆研修期間 6月25日(月)～6月27日(水) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 株式会社エム・イー・エル 取締役 佐藤 康二氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fcb8.html>

No.14 組織力を高めるコミュニケーション強化講座

～信頼を生み良好な関係を築くコミュニケーションを身につける～

本研修では、管理者に求められる傾聴力等のコミュニケーションスキル強化と良好な信頼関係構築の方策を、演習を通じて学ぶとともに、「人」と「組織」を動かす能力の向上を図ることで、自社へ浸透・定着させて組織活性化につなげます。

◆この研修のポイント

1. 個人レベルのコミュニケーションに止まらず、組織全体へ働きかけを行うコミュニケーションを習得します。
2. 上司、部下、同僚など相互の立場を尊重し、職場内の信頼関係を強化することが期待できます。
3. 管理者の成長と部下の成長の相乗効果を発揮することで、職場の活性化につなげます。

◆研修期間 6月27日(水)～6月29日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社クレスコパートナーズ 代表取締役 内藤 京子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k00000fd3k.html>

No.15 経営トップセミナー I

～「食・農・流通」変化する市場に対応した商品づくりと販路開拓の進め方～

本セミナーでは、「食・農・流通」分野で活躍する道内外の経営者・ビジネスリーダーを招いて、北海道ブランドの強みと地域を活かした商品・サービスの魅力づくりについて講演いただくとともに、変化する市場を捉えるための情報発信、販路開拓の具体的なノウハウについて学びます。

◆この研修のポイント

1. 道内外の経営者・ビジネスリーダーから、成功要因・失敗談のお話を直接伺い、質疑により理解を深めます。
2. 変化する市場への情報発信・販路開拓の具体的なノウハウが得られます。
3. 5年・10年先を見据えた自社のビジネスモデルのヒントが得られます。

◆研修期間 7月19日(木)～7月20日(金) 2日間

◆研修時間 6時間

◆対象者 経営者・経営幹部・後継者など

◆受講料 16,000円(税込)

◆講師 株式会社藤丸(藤丸百貨店) 代表取締役 藤本 長章氏
有限会社十勝しんむら牧場 代表取締役 新村 浩隆氏
株式会社五味商店 代表取締役社長 寺谷 健治氏
全日空商事株式会社デジタルマーケティングカンパニー
事業推進兼事業開発リーダー 今本 光夫氏
一般社団法人地球MD 代表理事 山本 聖氏 <コーディネーター>

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k00000fd6e.html>

No.16 管理者のための問題発見・解決法

～問題の本質を見極める目と、根本から解決する力を身につける～

変化の激しい経営環境下で発生する問題は質・量ともに複雑さを増しており、これまでよりもさらに正確かつ迅速な対応が必要になっていると言えます。本研修は、こうした問題に正しく対応するため、論理的思考により問題の本質を見極めて解決策を導き出すスキルを身につけることで業務の効率化に資するとともに、職場での実践につなげることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. さまざまな角度から創造的にアイデアを出して具体策を講じる手法を学びます。
2. 経験と勘に頼りきるのではなく、解決の手順を可視化できるようになります。
3. 指示命令と前例を重視する組織から、自律型組織へと変わるきっかけづくりになります。

◆研修期間 7月24日(火)～7月27日(金) 4日間

◆研修時間 26時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 35,000円(税込)

◆講師 SDSネットワーク 代表 渡辺 章二氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k00000fd98.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>





中小企業大学校旭川校 7月開講無料セミナーのご案内 ～中小企業の人材育成をサポート～【新規】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成30年7月に開講する無料セミナーの情報をご案内します。
カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。
お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

小規模事業者向けセミナー2018 in 恵庭 食品製造・販売事業者のための戦略的販路開拓セミナー

◆セミナーのねらい

食品製造・販売事業者の繁栄のカギは、市場が求められる商品づくりと営業・販売力の強化にあります。
このセミナーでは、流通業界に精通したスペシャリストを講師に迎え、流通業界の現状から商品開発、商談前後の対応等について、最新の事例を交えて具体的に解説します。

- ◆日時： 7月24日(火) 14時～16時
- ◆会場： 恵庭商工会議所 中会議室
(恵庭市京町80)
- ◆定員： 20名
- ◆参加料： 無料
- ◆講師 一般社団法人新日本スーパーマーケット協会 プランニングマネージャー
萩山 朋 輝氏

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>



平成 29 年度補正予算事業承継補助金（後継者承継支援型～経営者交代タイプ～）
の募集を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

経済産業省では、平成 29 年度補正予算事業承継補助金（後継者承継支援型～経営者交代タイプ～）の募集を開始しました。

◆事業概要

本事業は、中小企業の世代交代を通じた我が国経済の活性化を図ることを目的に、事業承継（事業再編・事業統合を除く）を契機として経営革新等や事業転換を行う中小企業者に対して、その新たな取組を支援するものです。

◆補助対象事業者

以下の全てを満たす中小企業者

1. 平成 27 年 4 月 1 日から、補助事業期間完了日（最長平成 30 年 12 月 31 日）までの間に事業承継（代表の交代）を行った又は行うこと
2. 取引関係や雇用によって地域に貢献すること
3. 経営革新や事業転換などの新たな取組を行うこと

◆補助率・補助上限額

【経営革新のみの場合】

個人事業主を含む小規模事業者：（補助率）2/3（上限額）200 万円

上記以外の者：（補助率）1/2（上限額）150 万円

【経営革新に加え事業転換を伴う場合】

個人事業主を含む小規模事業者：（補助率）2/3（上限額）500 万円

上記以外の者：（補助率）1/2（上限額）375 万円

◆公募期間

平成 30 年 4 月 27 日（金）～6 月 8 日（金）

◆申請方法

公募要領等詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.shokei-29hosei.jp/>

◆問い合わせ先

事業承継補助金事務局

TEL：03-6264-2670

（受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00／月～金曜日（土日祝を除く））

「生産性向上支援訓練」のご案内

(北海道、労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

◆ 生産性向上支援訓練のポイント

① 訓練を受講して生産性アップ!

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

② オーダーメイドで訓練を実施!

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性センターが訓練をコーディネートします。

訓練時間は6～30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

※平成30年4月開講コースから、6～11時間の短時間コースも設定できるようになりました。

③ 受講しやすい料金

受講料は1人当たり3,000円～6,000円(税別)

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

※助成金の受給には、一定の要件(訓練対象者の職務と訓練内容の関連が認められること。10時間以上の訓練であること等)を満たす必要があります。

◆ ご利用までの流れ

① ご連絡

まずは、生産性センターへご相談ください。その後、打ち合わせに向けた日程調整を行います。

② プラン作成に向けた相談

相談は、企業訪問等により行います。

(人材育成に関するヒアリング、課題や方策の整理、カリキュラムモデル等の提示、など)

③ 訓練コースのコーディネート

企業の抱える課題やニーズに応じた訓練コースをご提案します。

④ 受講申込・訓練の受講

期限内に受講申込書を提出し、受講料をお支払いの上、訓練を受講してください。

※期限内に受講料の支払いがない場合は訓練を受講することができません。

問い合わせ先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センター(担当：大橋、山岸)

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

TEL:011-640-8828(専用電話) FAX:011-640-8958 Email:hokkaido-seisan@jeed.or.jp

能力開発セミナー（6～8月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

6-8月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓 練 期 間		定 員
				内	外	昼	夜			日 数	時 間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	ブロック施工科	ブロック施工	札幌市		○	○		H30.6.30	H30.7.1	2	12	10
	消防設備科①	消防設備	札幌市		○	○		H30.6.28	H30.6.29	2	14	20
	2級管工事科	2級管工事施工管理 技士	札幌市	○		○		H30.7.26	H30.10.19	4	28	20
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木工科	施工法(建具)	旭川市	○		○		H30.6.16	H30.6.17	2	14	10
	木工科(1級コース・ 2級コース)	施工法(家具製作)	旭川市	○		○		H30.6.9	H30.6.10	2	14	15
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	介護支援科	介護支援	稚内市		○		○	H30.6.7	H30.7.13	10	30	10
	自動車整備科	二級ガソリン	稚内市		○	○	○	H30.7.11	H30.9.12	41	134	10
	介護実践科(Ⅰ)	介護実技	稚内市		○		○	8月上旬	10月下旬	6	12	10
	介護実践科(Ⅱ)	介護実技	天塩町		○		○	8月上旬	10月下旬	6	12	10
	情報科	モバイル基礎講座	稚内市		○		○	8月下旬	10月上旬	10	20	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	パソコン基礎科Ⅰ	ワード基礎・応用/パワーポイント	遠軽町		○		○	H30.6.13	H30.7.9	12	36	15
	介護予防サービス科	運動処方実技	北見市	○			○	H30.6.19	H30.7.19	10	20	10
	介護実務科	介護支援専門員試験受験対策	網走市		○		○	H30.7.6	H30.9.7	15	30	15
	パソコン基礎科Ⅱ	エクセル基礎・応用	遠軽町		○		○	H30.8.23	H30.9.13	10	30	15
室蘭高等技術専門学院 0143-44-7820	OA事務科	ワード基礎	室蘭市	○			○	H30.5.21	H30.6.14	15	30	15
	OA事務科	エクセル基礎	室蘭市	○			○	H30.7.2	H30.7.26	15	30	15
苫小牧高等技術専門学院 0144-55-7007	電気工事科(第二種)	第二種電気工事士 学科講習	苫小牧市	○		○		H30.5.8	H30.5.30	8	50	10
	自動車整備科	整備技術習得講習	苫小牧市		○		○	H30.6.12	H30.9.7	47	141	15
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	OA事務科	エクセル応用	帯広市	○			○	H30.6.11	H30.7.13	7	14	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	観光ビジネス科	中国語講座	釧路市		○		○	H30.8.22	H30.11.28	15	30	20
北海道障害者職業能力開 発校 0125-52-2774	コミュニケーション技 術科Ⅰ	コミュニケーションスキ ルアップ基礎	札幌市		○		○	H30.6.5	H30.6.22	6	12	10
	OAビジネス科	オフィスソフト実用	旭川市		○		○	H30.6.12	H30.7.13	10	20	10
	OAビジネス科	オフィスソフト実用	札幌市		○		○	H30.6.26	H30.7.27	10	20	10

「2018年度道央地区問題解決手法研修会」の開催について【新規】

(北海道)

本研修は、職場の第一線で活躍されている皆様を対象に、職場の問題解決・改善に役立つQCサークル活動の基礎を学びステップアップしていただく講座です。

QCサークル北海道支部会員向けの教材を使用した、日本科学技術連盟認定のQCサークル指導士による座学に加え、演習を取り入れて実際にQC手法を体験して頂きますので、より理解が深まり皆さんの職場における実践に活かせる有意義な内容となっております。

- ◆開催日時 平成30年6月21日(木)
- ◆開催場所 道立札幌高等技術専門学院 1階会議室 (札幌市東区北27条東16丁目)
- ◆参加費 無料
- ◆募集人員 30名 (先着順)
- ◆講師 QCサークル北海道支部役員・幹事
- ◆申込期限 6月11日(月)
- ◆研修内容

	項目	講義	演習
基本講義	QC的問題解決の手順と進め方	「QC的なものの見方・考え方」を通して「問題解決の手順」、「QC手法」への理解を深める。	—
QC手法講義・演習	① パレート図	パレート図の構成要素を理解し、作成方法ならびに問題や要因の絞り込みへの活用方法を修得。	パレート図の作成 (個人演習)
	② ブレーンストーミング	アイデア発想法の1つである、ブレーンストーミングについての説明。	テーマに対するアイデアの抽出 (グループ演習)
	③ 特性要因図と系統図	まず特性・要因の考え方を理解し、特性要因図の作成方法ならびに要因解析への活用方法を修得。	特性要因図、系統図の作成 (グループ演習)

※ 詳細はこちら

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/qc/QCdouou.htm>



共催: **QCサークル北海道支部**
北海道

お問合せ先: 北海道庁 経済部 人材育成課 佐々木

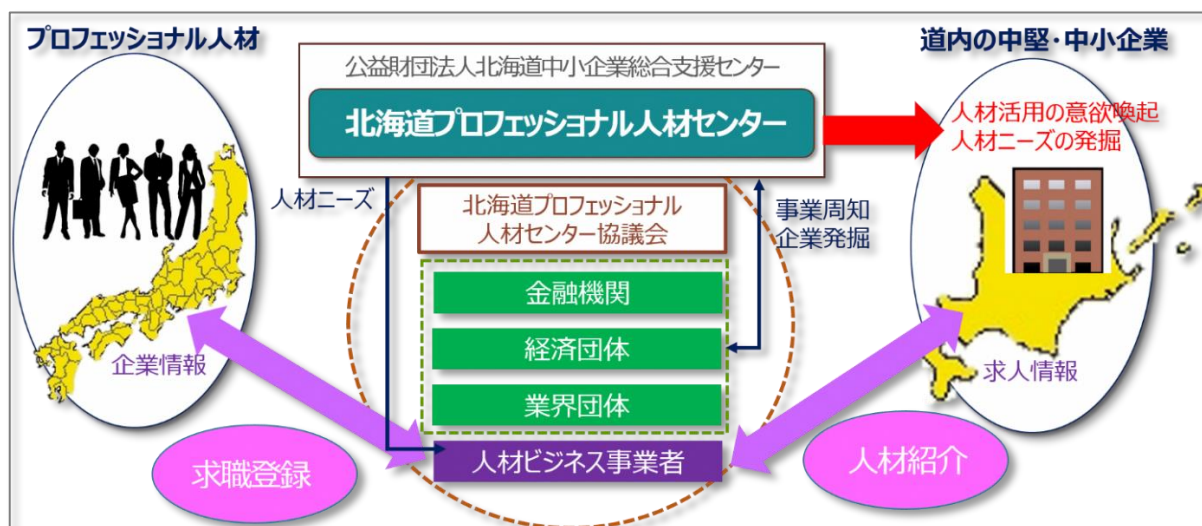
TEL:011-204-5098 FAX:011-232-1044 e-mail:keizaijinzai1@pref.hokkaido.lg.jp

「北海道プロフェッショナル人材センター」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、昨年度に引き続き、北海道より北海道プロフェッショナル人材センター事業の委託を受け、当センター内に「北海道プロフェッショナル人材センター」を設置しています。

北海道プロフェッショナル人材センターでは、潜在的成長力の高い道内の中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、戦略マネージャーが中心となり、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性の向上などをリードすることができるプロフェッショナル人材の活用を促し、採用をサポートします。



◆プロフェッショナル人材とは

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性の向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことを称します。

◆業務内容

- ① 企業訪問等によりプロフェッショナル人材活用による経営改善等の意欲を喚起します。
- ② プロフェッショナル人材活用ニーズを民間の人材ビジネス事業者に取り次ぎ、マッチングをサポートします。
- ③ プロフェッショナル人材の活用事例等を発表するセミナーを開催します。
- ④ 金融機関、商工団体、民間の人材ビジネス事業者等との連携のための地域協議会を開催します。

◆事業の流れ

- ① 潜在成長力への気づき
北海道プロフェッショナル人材センターでは、以下のようなアプローチを通し、地域企業の経営者の皆様との対話を通じて「攻めの経営」への転換を後押しします。
●企業の相談対応 ●企業への訪問 ●関係機関との連携 ●セミナー・イベント
- ② プロフェッショナル人材活用の提案
人材活用の提案により、プロフェッショナル人材活用の意欲喚起を図ります。
- ③ 人材ニーズの具体化とマッチング
具体化した人材ニーズを民間人材ビジネス事業者へ取り次ぐとともに、企業の経営者からの相談等へ対応します。
- ④ フォローアップ
プロフェッショナル人材の採用後も、関係機関や人材ビジネス事業者と連携してフォローアップを行います。

◆戦略マネージャー・サブマネージャー

- 戦略マネージャー 堀 敦志
- サブマネージャー 熊田 広宣

◆相談窓口

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階 (公財)北海道中小企業総合支援センター内
TEL : 011-232-2002 FAX : 011-232-2011 月曜日～金曜日 (8:45～17:30) ※祝祭日、年末年始を除く
E-mail : pro-jinzai@hsc.or.jp URL : <http://pro-jinzai-hokkaido.jp/>

「北海道6次産業化サポートセンター」のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、昨年度に引き続き、北海道より6次産業化地域サポート事業の委託を受け、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等へのサポート活動を行う「北海道6次産業化サポートセンター」を設置しています。本年度は4月23日から業務を開始しております。

◆主な業務内容

農林漁業者からの相談に対して、本部事務局の6次産業化企画推進員が指導助言するとともに、必要に応じて、専門的知識をもつ6次産業化プランナーを派遣し、事業計画の作成等の支援を行います。

◆相談受付時間 9:00~17:30 (土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)

◆相談窓口

常設拠点		所在地	連絡先(電話番号)
北海道6次産業化サポートセンター	事務局	札幌本部 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-200-0013 担当:伊槻 ^{いつき} ・辻 ^{つじ} ・須川 ^{すか} ・森下 ^{もりした} ・拔山 ^{ぬきやま}
	地域事務局	道南支部 〒041-0801 函館市桔梗町379番地 北海道立工業技術センター内	0138-82-9089 担当:高橋
		十勝支部 〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地 帯広商工会議所内	0155-67-4515 担当:澤村
		釧根支部 〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内	0154-64-5563 担当:小山
		道北支部 〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	0166-68-2750 担当:紙谷
		日胆支部 〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番地1号 室蘭テクノセンター内	0143-47-6410 担当:立花
		オホーツク支部 〒090-0023 北見市北3条東1丁目2番地 北見商工会議所内	0157-31-1123 担当:ト部 ^{らべ}

【6次産業化企画推進員】※札幌本部にて相談対応

ATG技術経営事務所 代表 伊槻 康成	(業務経歴)ホクレン勤務時代に作物育種、機能性食品開発、新事業開発等に携わる。独立後、新作物からエゾシカまで多分野の事業開発等に関する支援実績を有する。 (資格等)技術士(農業部門)、中小企業診断士 ほか
辻コンサルティングオフィス 代表 辻 亨	(業務経歴)農協職員時代に農作物の生産技術指導から市場調査、販路拡大、商品開発等に携わる。独立後、農業者に対する経営計画立案など数多くの支援実績を有する。 [資格]中小企業診断士、農業経営上級アドバイザー、農業改良普及員
(株)ワイザー総研 代表取締役 須川清一	(業務経歴)農業コンサルタント会社で農業・農村整備事業や地域活性化の調査等に従事。独立後、農業、建設業等の経営計画、マーケティングなどコンサルティングを実施。 (資格等)技術士(農業部門・総合技術監理部門)
税理士法人アンビシャス・パートナーズ 代表社員 森下 浩	(業務経歴)日本政策金融公庫の職員として農業関係の金融・税務の専門家として活動。独立後、税理士業務のほかフードマイスターとしても活動実績を有する。 (資格等)税理士、農業経営アドバイザー ほか
拔山 嘉友	(業務経歴)(公財)オホーツク地域振興機構研究員として商品開発等に従事後独立。オホーツク地域の農畜産物等を利用した加工食品の開発等に従事し、これまでに 72 品目の道内企業との商品化実績を有する。

※問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 五十嵐、浜田 電話 011-200-0013
北海道農政部食の安全推進局食品政策課6次産業化推進グループ 齊藤、菅野 電話 011-204-5432

産地ブランド化推進事業の公募説明会を開催します

～ 伝統工芸品や地域産品等の産地ブランド構築を支援 ～ 【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局及び(株)オールアバウトでは、平成30年6月6日(水)に「産地ブランド化推進事業」の公募説明会を開催します。

本事業は、伝統工芸品や地域産品に係る自治体や事業者、組合等のグループで形成される産地に対し、海外有識者による産地評価やPR等を通じて産地のブランディングを行い、海外販路開拓等を支援するものです。

◆説明会概要

【日時】平成30年6月6日(水)15:00～16:30

【場所】北海道経済産業局 第3会議室（札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎6階）

【定員】30名(先着順・参加無料)

【対象】伝統工芸品や地域産品に係る自治体、事業者、組合等

【主催】経済産業省北海道経済産業局、(株)オールアバウト

<プログラム>

◆産地ブランド化及び産地公募について

◆知的財産に係る関連支援メニューについて

◆説明会申込方法

以下のウェブサイトの応募フォームよりお申し込みください。

【URL】

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeaYH30f_KtXc7gd_05yveLXfX2Z_GwU2URR_zTwshtmJqwnw/viewform

◆公募概要

【対象者】

自治体や組合、事業者等から形成されたグループ

【事業内容】

- ・海外有識者による事業計画のサポート
- ・ストーリーブック・動画製作による産地プロモーション
- ・特設ウェブサイトによる国内外情報発信
- ・海外展開の専門家やクリエイター、国内外流通業者等とのビジネスマッチング
- ・海外との円滑なコミュニケーションがとれる人材の発掘・起用

【公募期間】

平成30年5月14日(月)～6月29日(金)

事業の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://local-creators-market.com/business/>

◆問合わせ先

(株)オールアバウト

TEL:03-6362-1309

E-mail: pr@staff.allabout.co.jp

素形材産業取引適正化「型管理実践セミナー」を開催します

～ 型管理アクションプランの取組事例を初めて紹介！ ～【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、素形材等の取引に携わる親事業者と下請事業者双方の適正取引や付加価値向上、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善を図ること等を目的としたセミナーを札幌で開催します。

◆**説明会概要**

【日時】平成 30 年 6 月 7 日(水)13:30～15:50

【場所】北海道経済産業局 第 1 会議室（札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 6 階）

【定員】50 名(先着順・参加無料)

【対象】素形材等の取引に携わる親事業者(購買・調達部門)・下請事業者 等

【主催】経済産業省、(株)野村総合研究所

<プログラム>

13:30～型管理アクションプランの実施について

14:00～自動車部品業界におけるアクションプランに対する活動の紹介

14:30～素形材業界における取組事例(1)

15:00～素形材業界における取組事例(2)

15:30～全体質疑応答

◆**申込方法**

以下のウェブサイトの参加申込書に必要事項を記入の上、申込先まで FAX 又は E-mail でお申し込みください。

【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokis/20180514_2/index.htm

申込締切:平成 30 年 6 月 4 日(月)

◆**申込先**

(株)野村総合研究所 グローバル製造業コンサルティング部

FAX:03-3273-6522

E-mail:meti-kata-kanri2018@nri.co.jp

平成 30 年度知的財産権制度説明会（初心者向け）を開催します【新規】

（北海道経済産業局）

特許庁、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)及び北海道経済産業局では、9月13日(木)に、平成30年度知的財産権制度説明会(初心者向け)を開催します。

本説明会では、知的財産権の基礎知識や活用事例のほか、特許庁及び INPIT の中小企業支援策などについてご説明します。

◆開催概要

【日時】平成30年9月13日(木)13:00~16:30

【場所】北海道経済センタービル 8階 Bホール(札幌市中央区北1条西2丁目)

【定員】150名(先着順・参加無料(説明会テキストも当日会場にて無料配布))

【対象】これから知的財産権を学びたい方、企業等において知的財産部門に新しく配属された方等

【主催】特許庁、(独)工業所有権情報・研修館、北海道経済産業局

◆プログラム

13:00~14:20 知的財産権・特許・実用新案制度の概要

14:30~15:20 意匠・商標制度の概要

15:30~16:30 各種支援策の紹介等

◆申請方法

参加申込方法、説明会の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.jiii.or.jp/h30_shoshinsha/

中小企業等外国出願支援事業のご案内

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、道内の中小企業等が行う特許・商標等の産業財産権の外国出願に要する経費の一部を助成する中小企業等外国出願支援事業(特許庁・北海道経済産業局事業)の公募を開始しました。ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に(公財)北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆公募期間

平成30年4月27日(金)～平成30年5月31日(木)

◆対象者

- ・道内の中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ(事業を営まない個人は対象外です。)
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人(地域団体商標)

◆対象となる出願

申請時に既に国内で出願を行っており、採択後、年度内に同じ内容で外国に出願する予定のもの。(国内出願及び予定している外国出願が、ともに申請者である中小企業者等の名義であること)

◆補助率

補助対象経費の2分の1以内

◆補助限度額

- ・1企業に対する1事業年度内の補助限度額 300万円
- ・1出願に対する1事業年度内の補助限度額
 - <特許出願> 150万円
 - <実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願(冒認対策商標登録出願は除く)> 60万円
 - <冒認対策商標> 30万円

◆補助対象経費

- ・外国特許庁への出願手数料 外国特許庁への出願に要する経費
- ・現地代理人費用 外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
- ・国内代理人費用 外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
- ・翻訳費用 外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
- ・その他 その他特に認められる経費

※日本国特許庁に支払う費用(PCT出願に要する国際出願手数料及び商標法代68条の2第1項に規定する国際登録出願に要する本国官庁手数料などを含む。)は対象外です。

◆申請手続き

申請手続きなど詳細はホームページをご覧ください。

ホームページ <http://www.hsc.or.jp/gaiyo/shinsangyo/project/patent-support.htm>

◆問合せ先

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ(担当:兜、林、河上)

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階

TEL:011-232-2403 FAX:011-232-2011 E-mail:info@hsc.or.jp

中小企業向け “使える！” 経済産業省支援メニューガイドブック
～ 平成 29 年度補正予算・平成 30 年度当初予算・税制 ～

(北海道経済産業局)

中小企業の設備投資や国内外向け販路開拓等をサポートするため、平成 30 年度予算事業を中心としたガイドブックを作成しました。

本ガイドブックは、以下からダウンロードできます。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/20180228/index.htm>

◆掲載事業

【設備投資】

1. **ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業補助金**
生産性向上を実現する設備や試作品開発に必要な設備の導入費を補助します
2. **サービス等生産性向上 IT 導入支援事業補助金**
生産性向上を目指す事業者の IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費を補助します
3. **省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業**
省エネ設備・エネルギー見える化設備の導入、専門家診断によるエネルギーの効率的利用を支援します
4. **省エネルギー投資促進に向けた支援補助金**
工場・事業場における省エネ効果の高い設備の入替を支援します
5. **中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例**
中小企業の生産性革命を実現するための設備投資を税制面から支援します
6. **生産性向上のための固定資産税の特例・中小企業経営強化税制**
新たに設備を取得する中小企業を税制面から支援します（法人税の即時償却または控除、固定資産税の軽減）

【技術開発】

7. **サポイン補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）**
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発から販路開拓までを補助します

【商品開発・販路拡大】

8. **小規模事業者持続化補助金**
販路開拓や生産性向上に取り組む小規模事業者の広報費や展示会出展費等を補助します
9. **ふるさと名物応援事業補助金**
 - (1) ①地域産業資源活用事業、②小売業者等連携支援事業
地域資源を活用した商品・サービスの開発費や展示会出展費等を補助します
 - (2) **農商工等連携事業補助金**
中小企業と農林漁業者との連携による新商品の試作開発費や販路開拓費等を補助します

【事業承継・創業】

10. **事業承継補助金**
事業承継・世代交代を契機とした経営革新や事業転換を図る取組を支援します
11. **地域創造的起業補助金**
特定の地域で新しいビジネスを始めるための創業費用の一部を補助します

【海外展開】

12. **JAPAN ブランド育成支援事業補助金**
海外展開に向けたブランド戦略の策定費や海外展示会への出展費等を補助します
13. **海外ビジネス戦略推進支援事業**
海外展開の実現可能性調査費や海外取引に向けた Web サイト構築費等を補助します
14. **中小企業等外国出願支援事業補助金**
海外における特許、商標等の出願手続きに係る費用を補助します

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか

～「公共施設見学ツアー」を企画していただく旅行会社や各種団体を募集しています～

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」の取組を行っています。現在、平成 30 年度においてツアーを企画・催行していただける旅行会社等を募集しています。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、公共施設の見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

- ◆**取組概要**： 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただきます。
施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で、普段は公開していないエリアをご覧ください。(無償対応)
- ◆**申込方法**： 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧ください。下記「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。
- ◆**応募要領**： 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。
<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/u23dsn0000001f6f.html>
- ◆**対象施設**： 「公共施設見学ツアー」の対象施設は以下のとおりです。(網掛けは募集を終了した施設)

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、石狩川下流当別自然再生地(当別町)、夕張川新水路と石狩川下流幌向自然再生地(南幌町)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、新桂沢ダム(嵩上工事)(三笠市)、夕張シューパロダム(夕張市)、豊平峡ダム(札幌市)、定山溪ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、漁川ダム(恵庭市)、国道 37 号白鳥大橋(室蘭市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市・厚真町)、北海幹線水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港衛生管理型施設(古平町・積丹町)、追直漁港(沖合人工島)(室蘭市)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、国道 228 号函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路工事(渡島トンネル)(北斗市ほか)、北海道縦貫自動車道 七飯大沼工事(大沼トンネル)(七飯町)、函館港(クルーズ船対応岸壁工事)(函館市)、函館漁港(船入潤防波堤)(函館市)

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、稚内港(北防波堤ドーム)(稚内市)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)、仙法市漁港衛生管理型施設(利尻町)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 273 号三国峠(上士幌町)、国道 334 号知床横断道路(斜里町)、国道 334 号知床横断道路(羅臼町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

- ◆**問い合わせ先**： 「公共施設見学ツアー」総合窓口 北海道開発局開発監理部開発調整課
公共施設見学ツアー担当 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【見学施設の例】



苫小牧港(東港区)



白鳥大橋からの眺め



新桂沢ダム(嵩上工事)



滝里ダム(監査廊)

平成 30 年度 北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の推薦について

【新規】(北海道)

道では、北海道表彰規則に基づき、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著なものを対象とした北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の表彰を実施しています。

つきましては、平成 30 年度の受賞候補者を次により募集しますので、幅広く御検討の上、積極的に御推薦いただきますようお願いいたします。

◆対象者

1. 北海道科学技術賞

本道の発展に功績のあった個人又は団体(グループを含む)であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、特にその功績が顕著な者。

2. 北海道科学技術奨励賞

本道を主な拠点として本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、今後の活躍が期待される若手研究者(平成 30 年4月1日時点で満45歳未満の者)。

◆表彰の方法

表彰状及び記念品の授与

(表彰予定数:北海道科学技術賞3名(団体)以内、北海道科学技術奨励賞5名以内)

◆審査等

・書面による審査

・候補者調査書に基づき、北海道科学技術審議会での審査等を行い、北海道知事が受賞者を決定します。

◆応募方法

・推薦期限:平成 30 年7月 20 日(金)必着

・提出書類:①候補者調査書、②附属資料(功績概要関連資料)、③候補者推薦書、④顔写真(電子データ) これら提出書類のうち①から③は A4判とし、紙に印刷したものを各 1 部提出するとともに、①、②及び④については電子データを CD-ROM または電子メールにて提出してください。

◆推薦要綱等

推薦要綱や推薦に必要な様式等は次のウェブサイトからダウンロードできます。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/kagisyo_suisen.htm

◆お問い合わせ先

北海道 経済部 産業振興局 科学技術振興室 科学技術振興グループ (担当:小林)

電話:011-204-5126、 E-mail:keizai.kagi@pref.hokkaido.lg.jp